	国	長崎県・市町
	被災者生活再建支援制度	被災者生活再建支援制度
1 対象となる 自然災害 (被害規模)	10世帯以上の住宅全壊被害が 発生した市町村における自然災 害等	・本県または隣接県で支援法が適用される自然災害・本県または隣接県で災害救助法が適用される自然災害「隣接県:福岡県、熊本県、佐賀県
2 対象となる 被災世帯	全壞世帯 解体世帯(半壞解体·敷地被害解体) 長期避難世帯 大規模半壞世帯 中規模半壞世帯	上記の災害で国の支援制度が適 用されない区域の被災世帯(同 左)
3 支援金の 支 給 額	次の2つの支援金の合計額(単身世帯の場合は3/4の額) 基礎支援金(住宅の被害程度)・全壊等(上記 ~)100万円・大規模半壊(上記)50万円・中規模半径(上記) - 加算支援金(住宅の再建方法)・建設・購入200万円・補修 100万円・債貸 50万円	ただし、加算支援金について は、被災した市町内において再 建を行う場合に限る。
4 負担割合	国1/2、全都道府県1/2	県2/3、被災市町1/3
5 申請窓口	被災当時居住していた市町 (国の支援法人から被災世帯へ支給)	被災当時居住していた市町 (県から被災世帯へ支給)
6 申請書の 添付書類	基礎支援金:罹災証明書、住民票 等 加算支援金:契約書の写(住宅の購入、賃貸等)等	
7 申請期間	基礎支援金:災害発生日から13月以内 加算支援金:災害発生日から37月以内	